

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、コーポレート・ガバナンスを経営の効率性の向上と健全性の維持と捉え、これを達成するために経営の透明性と説明責任の向上および経営の監督と執行の役割分担の明確化を確保していくことが重要であると考えております。当社は、企業利益と社会的責任の調和する誠実な企業活動を展開しながら、当社に最も相応しい経営体制の構築を目指し、株主を含めたすべてのステークホルダー(利害関係者)の利益に適う経営を実現し、中長期的に企業価値を向上させるために、コーポレート・ガバナンスを強化してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
信太 明	4,674,800	62.31
楽天証券株式会社	144,000	1.91
飯田 政行	96,600	1.28
日本証券金融株式会社	89,500	1.19
藤原 徹一	78,400	1.04
小金丸 龍一	60,200	0.80
川西 聖子	58,100	0.77
利川 美智子	57,700	0.76
坂田 崇典	47,300	0.63
株式会社SBI証券	47,300	0.63

支配株主(親会社を除く)の有無	信太 明
-----------------	------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	5 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引と同様の適切な条件とすることを基本とし、取引内容及びその妥当性について取締役会等において当事者を決議に加えない形で審議することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社及び上場子会社を有しておらず、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えられうる特別な事情等はございません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤原 徹一	他の会社の出身者											○
金城 正宏	他の会社の出身者											○
加藤 征一	公認会計士											○
松村 卓朗	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤原 徹一		○	独立役員として指定しております。	藤原徹一氏は、経営者としての経験、また、海外動向や金融マーケティングに関して専門的な知見を有することより、当社の海外における事業戦略、新規事業、商品開発に関する適切な助言、提案等を行うことができるため、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所の定めるガイドラインに抵触することなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断できるため、独立役員に指定しております。
金城 正宏	○	○	独立役員として指定しております。	金城正宏氏は、企業経営者としての豊富な経験、幅広い見地を当社の監査に活かしていただけの方と判断し、社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる

				恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。
加藤 征一	○		——	公認会計士および税理士としての資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有することより、主に経理、財務、税務に関して、当社の経営上有用な指摘、発言を行うことができ、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したため、社外取締役を選任しております。
松村 卓朗	○		——	経営コンサルタントである専門的見地から主に組織体制、人事・教育制度に関して、当社の経営上有用な指摘、発言を行うことができ、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したため、社外取締役を選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び専任の社員を指定しておりませんが、監査等委員会はその職務の遂行に必要な場合は、内部監査部門の社員による監査業務の補助について代表取締役と協議することとしております。
監査等委員会の職務を補助すべき取締役又は社員を置いた場合、当該取締役又は社員の人事異動については、監査等委員会の同意を要することとしております。また、この場合、監査等委員会は当該取締役又は社員に直接指示し、報告を受けることができることとし、その独立性、指示の実効性を確保できるものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。
監査等委員会は当社の会計監査人および内部監査部門との連携し、内部統制委員会等の設置により、多方面な内部統制システムの構築に取り組んでおります。また、こうした取り組みにより、監査等委員会の機能を有効に活用しながら、経営に対する監督機能の強化を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員として、常勤の監査等委員である社外取締役を専任しております。
選任理由は、常勤となつて、業務執行取締役の監督ができ、また他の役員と特別な利害関係がなく、当社グループの役員を兼任していないことなどが挙げられます。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

付与対象者の当社に対する経営参画意識を高め、業績向上に対する意欲や士気を喚起し、その対価としてのインセンティブ目的として当社役員および従業員に対して付与する制度を設けております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上へのモチベーション維持・向上のため、ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬につきましては、有価証券報告書及び事業報告において、社内・社外取締役別に支給額総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2015年8月25日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、株主総会で承認された報酬総額の限度内で、取締役（監査等委員である取締役を除きます）の報酬は、経済情勢や各取締役の業績への貢献度等を考慮して取締役会にて決定し、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役は、管理グループが主管部署としてサポートしております。経営者および従業員は、経営会議など重要な会議の開催予定を社外取締役へ連絡し、また重要な会議への出席を確保するよう努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

・当社は業務の執行におきましては各部署の役割分担を明確にし、指揮命令系統を統一することで、経営環境の変化に対して迅速な対応が可能となる体制を構築しております。また、業務執行上の重要な経営課題につきましては、取締役会において決議されるとともに、代表取締役の諮問機関として経営会議を設置することで、企業経営の健全化を図っております。

・毎月開催の取締役会において執行役員より業務執行状況についての報告を受け、課題の把握、課題に対する対応策が実施できる体制にあります。更に、毎週開催される経営会議でも取締役、執行役員、グループマネージャー間で経営上の問題点につき積極的に意見交換する場を設けており、現体制において、十分経営の透明性、適正性を確認、確保する体制にあると考えております。

・取締役会は取締役7名で構成されており、経営の基本方針、業務の意思決定及び取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行う機関と位置付け運営されております。取締役会は、定時取締役会が毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化に努めております。また、社外取締役に關しては、経営者としての経験や海外動向、金融マーケティングに関する専門的な知見を有することより、当社の海外における事業戦略、新規事業、商品開発に關して、独立性を有した適切な助言、提案等を行うことができると考えております。

・内部牽制機能としての監査等委員会につきましては、3名全員が社外取締役のため、1名を常勤の監査等委員としており、経営に対する公平性、透明性の確保を図っております。監査等委員は、取締役会及び経営会議に出席し、意見を述べると共に、定期的に代表取締役と意見交換の場を設けております。また、代表取締役の直轄として内部監査室を設け、監査等委員と2名の内部監査室社員は連携を密にすることで、内部統制機能の向上を図っております。また、当社のリスク管理体制は、経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクを未然に防止し、また万が一発生した場合は、顧客、社員、株主、取引先、地域住民等のステークホルダーの安全、健康及び利益を損なわないよう迅速かつ的確に対処し、速やかな回復を図るとともに、経営資源の保全、経営被害の極小化に努めることを基本方針としております。

・監査等委員の機能強化に向けた取組状況については、監査等委員と会計監査人の連結状況や監査等委員内部監査部門との連携状況および社外の監査等委員の選任状況に記載の通りであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が監査等委員会設置へ移行し、現在の体制とした理由については、取締役会の監督・監督機能の強化を図ることで経営の公正性・透明性・迅速性を確保し、より高いコーポレート・ガバナンスを確立させるためであります。また、改正会社法により責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に範囲が拡大されたことから、迅速で確実かつ公正性のある判断ができるようになりました。以上のことから、取締役が期待される役割を十分に発揮できると考え、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	より多くの株主が議決権を行使できるようにPC及び携帯電話によるインターネットを通じた議決権の行使を受け付けております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期及び年度決算の2回を基本として開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、株式情報、有価証券報告書、四半期報告書、プレスリリース資料、決算補足資料等。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当として、管理グループ経営企画チームを設けています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	就業規則の制定目的を、従業員の自己実現、生活維持、株主への配当、会社の利益、社会への貢献を同時に実現するためと規定し、ステークホルダーの利益に資する企業運営を行うこととしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	財団法人日本盲導犬協会への寄付の実施、ボランティア休暇制度の制定及び取得促進等。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	インサイダー取引防止規程第10条「重要事実の公表」において、ステークホルダーへの情報提供方針を規定しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社並びにその子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス・マニュアル」に基づき、法令、定款および企業倫理等、遵守すべき具体的な事項についての理解を深め、同時にこれらを遵守する体制を構築しております。また、内部監査を通じて業務内容および相互牽制の実態を把握するとともに、職務の執行が法令・定款および社内規程に基づき行われているか監査をしております。

法令、定款および企業倫理等に違反する、あるいは疑義のある行為の社内報告体制として、「コンプライアンス相談窓口」を設置し、社内規程に基づきその運用を行っております。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款および「文書管理規程」等の社内規程、方針に従い、文書（紙または電磁的媒体）に記録して適切に保管および管理する体制をとっております。また、すべての取締役（監査等委員である取締役を含む）はこれらの文書を閲覧することができるものとなっております。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営全般に関わるリスク管理を行うために、取締役会から権限を委譲された「内部統制委員会」および「内部監査室」を設置し、それぞれ規程の整備、運用状況の確認を行うとともに、役職、業務内容に応じた必要な研修等を実施しリスク管理の浸透を図っております。また、「内部統制委員会」を毎月1回開催し、コンプライアンス、リスクマネジメント、情報セキュリティについて検討することにより、迅速な危機管理体制を構築できるよう努めております。

4. 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

原則毎週1回の経営会議、毎月1回の定時取締役会、または臨時取締役会を必要に応じ随時開催し、取締役および執行役員間の情報の共有および意思の疎通を図り、業務執行に係わる重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監査を行っております。職務執行に関する権限および責任については、「取締役会規程」、「組織規程」等の社内規程で定め、随時見直しを行っております。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 当社経営理念・経営基本原則に基づいて制定した「コンプライアンス・マニュアル」を子会社においても周知徹底させ、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を目指します。

(2) 子会社管理の主管組織および「グループ会社管理規程」を設け、重要事項に関しては、当社に対して事前に報告することを義務付けており、そのうち一定の事項に関しては取締役会の決議事項とすることにより、子会社経営の管理を行っております。

(3) 当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、内部監査室は、定期的子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役および監査等委員会に報告することにより、業務全般に関する適正性を確保します。

6. 監査等委員の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会と協議のうえ、合理的な範囲で内部監査室社員がその任にあつております。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

内部監査室社員は、監査等委員または監査等委員会より指示された業務の実施に関して、取締役からの指示、命令を受けません。また内部監査室における人事異動に関しては、事前に監査等委員会に報告し、その了承を得ることとしております。

8. 当社グループの取締役および使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制および報告した者が報告したことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制

取締役および使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、または法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合は、その事実を監査等委員に報告しなければならないこととなっております。

監査等委員に報告したことを理由に、人事その他社内処遇上、何らの不利益な取り扱いをすることは行いません。

9. 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払又は償還手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、すみやかに当該請求に応じてこれを処理いたします。

10. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、取締役会のほか経営会議等の会議にも出席し、重要事項の報告を受けております。また、各種議事録、決議書等により取締役等の意思決定および業務執行の記録を自由に閲覧することができます。このほか、監査等委員は、内部監査室と連携および協力するとともに、代表取締役との意見交換の場を定期的に設けております。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保および金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、金融商品取引法その他関連法令に従い、子会社を含めた当社グループの財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価し、金融商品取引法および関係法令等との適合性を確保しております。

12. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「コンプライアンス・マニュアル」に定め、すべての取締役および使用人に周知徹底しております。また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力および犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ることを「コンプライアンス・マニュアル」に下記の通り明記し、周知徹底をしております。

- 私たちは、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関与を拒絶し、経済的利益の供与などは決していたしません。
- 私たちは、公私に関わらず、反社会的勢力に何かを依頼したり、その影響力を利用するようなことは一切行いません。

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ることを「コンプライアンス・マニュアル」に下記の通り明記し、周知徹底をしております。

- a. 私たちは、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関与を拒絶し、経済的利益の供与などは決していたしません。
- b. 私たちは、公私に関わらず、反社会的勢力に何かを依頼したり、その影響力を利用するようなことは一切行いません。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

